

情報保全隊による情報収集・保存が違法とされた事例

（仙台地方裁判所平成二四年三月二六日
判例時報二一四九号九九頁）

岡山公法判例研究会

事案の概要

二〇〇七年六月、日本共産党が公表した自衛隊の内部文書によって、陸上自衛隊の情報保全隊がイラク派兵に反対する市民や団体の活動を組織的・系統的・日常的に監視し、その情報を収集・分析・管理保管していることが判明した。情報保全隊はイラク派遣開始前後の二〇〇三年一月～二〇〇四年二月において、反対集会やデモ行進を監視し、参加した個人、団体の情報を「国内勢力の反対動向」などと題して内部文書を作成していた。原告らは、自衛隊のイラク派遣に反対する活動を自衛隊情報保全隊によって監視されて情報を収集されたことにより、精神的苦痛を受けたとして、人格権に基づく今後の一切の表現活動に対する情報保全隊による監視等の差止め並びに国家賠償法一条一項に基づく損害賠償請求及び遅延損害金を提起した。

差止請求に係る訴えは適法か否かについて

「原告らが被告に対し差止めを求める『表現活動の監視による情報収集等』は、必ずしも一義的に明確な用語ではなく、かつ、本訴の経過等に照らせば、原告らも主観として否定的な価値観を含ませて用いている言葉と認められ」、「これをもって、差止めの対象たる将来の行為を具体的に特定する機能を有しているとはいえないから、原告らの差止請求に係る訴えは、不適法といわざるを得ない」。

情報保全隊が表現活動の監視による情報収集等を行った否かについて

「本件文書1の形式は防衛省における文書の形式に関する訓令所定の文書の形式に合致しており、また、本件各文書の作成者として東北方面情報保全隊長ないし情報保全隊が表示されていること等を考え併せれば、本件各文書につき、真の原本が存

在し、かつ、これらが情報保全隊によって作成されたことが認められる」。

情報保全隊による情報収集等は適法か否かについて

「行政機関保有個人情報保護法が制定された平成一五年五月三〇日までには、自己の個人情報保護を正当な目的や必要性によらず収集あるいは保有されないという意味での自己の個人情報コントロールする権利は、法的に保護に値する利益として確立し、これが行政機関によって違法に侵害された場合には、国(被告)は、そのことにより個人に生じた損害を賠償すべきに至つたと解される」。

情報保全隊は「原告X₁、原告X₂、原告X₃、原告X₄及び原告X₅については、情報保全隊は、これら各原告がした活動等の状況等にとどまらず、これら各原告の氏名、職業に加え、所属政党等の思想信条に直結する個人情報収集しているのであって、すると、これら各原告は、情報保全隊により、……自己の個人情報コントロールという法的保護に値する利益、すなわち、人格権を侵害されたということが出来る」。

「そこで、原告X₁、原告X₂、原告X₃、原告X₄及び原告X₅について、進んで、情報保全隊が……個人情報収集して保有したことに、行政上の目的、必要性その他の適法性を基礎付ける具体的な事由(換言すれば、上記各原告がこれを甘受すべき根拠となる具体的な事由)が存在するか否かを判断するに、被告は、上記各原告に対する情報収集等について、目的、必要性その他の適法性を基礎付ける具体的な事由を何ら主張せず、た

だ、情報保全隊の組織規範及び一般的な情報保全業務に関する主張をするに止ま」る。

「確かに、行政機関がする情報収集等につき一律に個々の法律上の明文規定が必要とまでは解されないが、組織規範は、情報収集等が可能な範囲を画するものにすぎず、積極的に情報収集等の目的、必要性等を基礎付けるものではないから、情報収集等の目的、必要性等に関して被告から何ら具体的な主張のない本件においては、原告らが適法性を否定する事情として種々主張する事実の存否等について判断するまでもなく、前記各原告につき情報保全隊がした情報収集等は、違法とみるほかない」。

一 本判決の位置づけ

近時、通信傍受法の制定、あるいは、明確な法的根拠に基づかず行われている警察による監視カメラの設置などにより、国家機関による国民の行動が監視される状況が浮き彫りになってきている^②。本判決は、情報保全隊の情報収集活動を違法したことで、国家機関による監視活動あるいは情報収集活動の在り方に対して、一石を投じたものとして位置付けられる。

二 国家機関による情報収集活動とプライバシー権

本件における重要なポイントは、国家機関による情報収集活動とプライバシー権の関係をいかに考えるかである。この点を

考える上で重要なのは、京都府学連事件判決³である。京都府学連事件においても、本件と同様に法律の根拠を欠く国家機関による情報収集活動の合憲性が問題となっていた。京都府学連事件判決は、法律の根拠を欠く警察による情報収集活動について、その統制を国会から裁判所へとシフトさせることで法定主義からの解放を正当化しつつも、裁判所が警察比喩の原則を適用し、必要性の有無（警察違反の状態を排除するために必要な場合でもなければならぬ）、過剰規制の有無（必要なものであっても、目的と手段が比例していなければならぬ）を審査すること⁴、国家機関の情報収集活動に対して限界を設けてきたのである。京都府学連事件判決において提示された枠組みは、Nシステム⁵の合憲性、監視カメラの合憲性が争われた事案においても踏襲されている。

少なくとも、国家機関の情報収集活動との関係におけるプライバシー権は、主観的権利を保障するというよりも、むしろ、国家機関の権限行使の限界を設定するものであり、いわば「プレーキ」としての機能を果たしてきた⁶。すなわち、国家機関との関係におけるプライバシー権は、国家機関の介入の限界に関わるものであり、そこには「公権力の正当ではない行使を統制する客観原則」が含まれていることになる⁷。

三 本判決におけるプライバシー権の捉え方と プライバシー権侵害の有無の判断枠組み

本件において問題となるのは、情報保全隊による情報収集活

動（監視活動）がプライバシー権を侵害するか否かということである。この問題を考えるに際して、まず、プライバシー権をいかに捉えるかが重要となる。この点について、本判決はプライバシー権を自己情報コントロール権と定義して、さらに、その成熟性を認めている。これまで、自己情報コントロール権については、権利の内容が不明確で多義的であり、その成熟性が疑問視されてきたが、本判決は「行政機関保有個人情報保護法が制定された平成一五年五月三〇日までには」自己情報コントロール権が確立したとしている。ただ、本判決は自己情報コントロール権の憲法上の位置づけについて明らかにしておらず、また、本判決にいう自己情報コントロール権と学説上の自己情報コントロール権が同一かどうかは定かではない⁸。

次に、本判決におけるプライバシー権侵害の有無を判断するための判断枠組みについてである。本判決は、国家機関による情報収集活動について、「一律に個々の法律上の明文規定が必要とまでは解されない」として従来の枠組みを踏襲する一方で、「情報収集等について、目的、必要性その他の適法性を基礎付ける具体的な事由を」要求して、国が適法性の証明を行うことができない限り、情報収集活動は違法であるとする。確かに、本件の場合、情報保全隊の情報収集活動については、正当な目的・必要性を見出すことは困難である。情報保全隊は、自衛隊の保有する内部情報の保全のための組織であり、情報保全隊は、この目的の必要な範囲でのみ情報収集活動を行うことができる⁹と理解するのが妥当であろう。ただ、近時、政府の情報収集機能やいわゆるインテリジェンス機能の必要性・重要性が強く意

識され、そのための機能強化や組織の整備も進められている。安全保障、あるいは、国益保護といった観点からすれば、情報保全隊の果たす役割を軽視することはできない。しかしながら、情報保全隊は防衛秘密に関する情報の保護と漏えい防止を行う組織であり、本件で情報保全隊が行っていた自衛隊の活動に反対する個人・集団に対する監視・情報収集活動は、情報保全隊の本来の任務とは無関係であることは明らかである。そうすると、本判決も指摘するように、情報収集等の目的、必要性等を見出すことはできないといふべきであろう。

もつとも、本判決の枠組みのもとでも、従来の枠組みと同様に、国家机关の情報収集活動については、一律に許されないというわけではなく、行政上の目的、必要性があれば適法と評価される。しかし、本件で問題となった監視活動は情報保全隊の本来の任務の範囲を逸脱していることは明らかであり、違法な活動として判断されたとしてもやむをえないであろう。

四 自己情報コントロール権による国家机关による情報収集活動の統制の意義

以上検討してきたように、本件において問題となっているのは、情報保全隊により収集された情報が固有情報か否かということもよりも、むしろ、情報保全隊による情報収集活動（監視活動）それ自体にある。そして、本件で問題となっている情報保全隊の活動は法律上認められた範囲を逸脱していることは明らかであるといえよう。本判決が「自己の個人情報を正当な目

的や必要性によらず収集あるいは保有されないという意味での自己の個人情報をコントロールする権利」を認めたのは、まさにこの点と関連するように思われる。つまり、本判決は、プライバシーを自己情報コントロール権として定義して、国家机关の正当ではない情報収集活動を統制しようとしているのではないか。

自己情報コントロール権が国家机关の情報収集活動の境界に関わり、そして、それを統制するということには、二つの意義があるように思われる。まず、萎縮効果の問題である。本件のように、国家机关により収集された情報がどのような分析がなされているかわからない中では、個人の行動は萎縮する¹⁷⁾。裁判所は、そうした萎縮効果を排除するよう努めるべきであろう。次に、国家机关の監視活動が有する機能の問題である。監視活動がプライバシー権との関係で問題とされるのは、国家机关の監視活動が有する機能にある。すなわち、それは監視によって表象される視線、あるいは、まなざしである¹⁸⁾。本件における問題の深層はこの点にある。情報保全隊による監視（視線あるいはまなざし）は監視対象者に対して専断的・一方的なレッテルを張り、彼らを「反自衛隊活動」を行う者として仕立て上げると同時に、継続的に監視されている可能性を意識させることで規格化された行動が形成されることになる¹⁹⁾。情報保全隊による監視活動は反自衛隊活動を行う者を排除するというより、むしろ監視を意識させることで監視対象者を既存の行動規範に無難に従わせるように規律し訓練するのである。こうした国家机关による無尺藏の監視活動を許せば、監視の専制化を招くことに

なりかねない。それは個人の私的領域は侵害し、ひいては立憲主義の基盤を揺るがすことになる²⁰⁾。そうすると、ここでの公権力の限界は、このような個人の行動の規格化の問題も含まれるものではなくてはならないであろう。いずれにせよ、プライバシー権の保障に際して、国家機関による情報収集活動に対して、情報収集等の目的、必要性等を要求することには重要な意義があるように思われる。

五 本判決の意義と課題

本判決には、三つの意義があるように思われる。第一に、裁判例上、これまでその内容、保障範囲が不明確であった自己情報コントロール権について²¹⁾、本判決は明確に実定法上の権利性を認めており、その意義は大きいというべきであろう。第二に、本判決は従来のような一般論ではなく、より積極的に「目的、必要性その他の適法性を基礎付ける具体的な事由」を要求したことで、国家機関の監視活動に対してより実質的な司法統制を加えたといえよう。先にみたように、こうした統制はプライバシー権の保障に際して重要な意義を有する。第三に、上記の点とも関連するが、国家機関による情報収集活動をいかに統制するかということについては、国会と裁判所の役割分担をいかに考えるかという制度上の問題と関連してきた。本判決は、法律の根拠が存在しなくとも国家機関による情報収集活動が行える現状において、本判決が国家機関の監視活動に対して限界を設定したこと、この問題に対して改めて一定の方向性を示した

といえよう。

なお、本判決にも問題がないわけではない。法律の根拠について、本判決は、国家機関の情報収集活動について、組織規範のみならず、より積極的に「目的、必要性その他の適法性を基礎付ける具体的な事由」を要求している。本来であるならば、いかなる情報収集の権限を国家機関に認めるべきかについては、裁判所の解釈によってではなく、国会により決定されるべき事項であろう。国家機関の情報収集活動に対しては法律の根拠を求めることの意義を問い直す必要がある²²⁾。

（中曾久雄）

- (1) 本判決については、片桐直人「自衛隊の情報保全活動の一環として行われた情報収集・保存が違法とされた事例」TKCローライブラリー（二〇二二年）、榎透「自衛隊情報保全隊の情報収集活動と自己情報コントロール権」法学セミナー六九三号（二〇二二年）一三八頁、丸山敦裕「自衛隊情報保全隊による情報収集活動の適法性」ジュリスト一四五三号（二〇二三年）一六一―一七頁。
- (2) 田島泰彦『監視社会』と市民的自由」法律時報七五卷一一二号（二〇〇三年）二九頁。
- (3) 最大判昭和四四年二月二四日刑集三卷二二号一六二五頁。
- (4) 山本龍彦「京都府学連事件判決というパラダイム」警察による情報収集活動と法律の根拠」法学セミナー六八九号（二〇二二年）四八頁。
- (5) 宍戸常寿「憲法解釈論の応用と展開」日本評論社、二〇二一年一二―一三三頁。
- (6) 東京地方裁判所平成一三年二月六日判例時報一七四八号一四

- 四頁。
- (7) 大阪地方裁判所平成六年四月二七日判例時報一五一五二号一
一六頁。
- (8) 千葉邦史「日本国憲法における個人主義とプライバシー」法
律時報八四卷三号(二〇一二年)一〇二頁。
- (9) 棟居快行『憲法学の可能性再論』(信山社、二〇〇一年)二六
一頁。
- (10) 千葉・前掲注(8)一〇〇頁。
- (11) 松本和彦「知る権利と自己情報コントロール権」小山剛・駒
村圭吾編『論点探求憲法 第2版』(弘文堂、二〇一三年)一三
四頁。
- (12) 榎・前掲注(1)一三八頁。自己情報コントロール権の憲法上
の位置づけについては、裁判例上においても見解が分かれてい
る。大沢秀介・葛西まゆこ・大林啓吾『憲法・comi』(成文堂、
二〇一〇年)九九〜一〇一頁
- (13) 丸山・前掲注(1)一七頁。
- (14) 棟居快行『憲法フィールドノート 第3版』(信山社、二〇
〇六年)四六頁。
- (15) 片桐・前掲注(1)三頁。
- (16) 丸山・前掲注(1)一七頁。
- (17) 棟居・前掲注(9)二六一頁。
- (18) 西村裕一「まなごしの憲法学(1)」法学教室三八四号(二〇一
二年)四五頁。
- (19) 駒村圭吾「『視線の権力性』に関する覚書」『慶応の法律学公
法1』(慶応義塾大学出版会、二〇〇八年)三二八頁。
- (20) 駒村・前掲注(19)二八八頁。
- (21) 小山剛『憲法上の権利』の作法 新版』(尚学社、二〇一
一年)一〇〇〜一〇二頁。
- (22) この点について、判例と学説において距離があると指摘する。

丸山・前掲注(1)一七頁、穴戸・前掲注(5)二三頁。